

答 申 書

(答申第8号)

令和7年3月27日

福井県行政不服審査会

第1 審査会の結論

審査請求人が令和6年5月28日に提起した福井市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護決定（変更）処分（令和6年2月29日付け生支第13127号および生支第13128号。以下これらを「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、これを棄却するとの福井県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

次の理由により、本件処分のうち1月分支給・追給額に関する部分および2月分支給・追給額に関する部分を取り消すとの裁決を求める。

- (1) 生活保護における収入認定の際、たとえ預金があっても近日中に確実に引き落とされる債務がある場合には、収入と認定されるべきではない。

審査請求人が令和6年1月31日時点において保有していた預金および現金90,457円のうち、既に直近での支払が確定していた65,040円については手持金から控除されるべき金員であった。

既に確定している支払金額について何らの配慮もなされず、一律に最低生活費の5割を超える額を手持金と認定することは、「資産の活用」（法第4条第1項）の解釈を誤ったものである。

- (2) 処分庁の挙げる事務連絡¹問8－95は、保護開始後の収入から借金返済分を必要経費として控除すべきかどうかの議論についての記載であり、本件とは適用場面の異なるものであるから、当該事務連絡を本件処分の根拠とすることは誤りである。

- (3) 審査請求人は、生活保護受給申請の際、上記支払金額および期日の裏付け資料を提出していた。それにもかかわらず、本件処分は、1月支給・追給額を認めておらず、審査請求人は最低限度の生活を営む権利を侵害されている。

- (4) 他自治体に問い合わせたところ、審査請求人のような既に直近で負債等の支払が確定している場合には、同支払額を手持金から控除するという回答がなされた。これは、処分庁の法解釈の誤りを示すだけでなく、平等原則違反にも該当する。

2 審査庁の主張

本件処分に違法または不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、棄却することが妥当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求を棄却すべきである。

2 理由

(1) 生活保護費と収入についての通知等について

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。

イ 次官通知ⁱⁱ第8の1の（4）において、「収入の認定に当たっては、（中略）当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること」とされている。

ウ 課長通知ⁱⁱⁱ第10の問10の2の答は、保護開始時の手持金について、「一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する」こととし、「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とする。」としている。

エ 事務連絡問8-95は、保護開始前の借金について、生活保護は「保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする」ものであり、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない」としている。

(2) 審査請求人の資産認定について

ア 審査請求人および処分庁の双方の主張を踏まえると、審査請求人が保護開始後に用途がある預金等資産を所持している場合に、手持金の認定に当たって過去の債務に対する弁済金が配慮されるのかという点が争点となる。

イ 審査請求人は、申請時に保有していた金銭が、すでに確定していた返済のための原資であると主張する。しかし、保護開始後に日用品やガソリン代など用途があり、自由に使える金銭ではないとしても、課長通知第10の問10の2の答のとおり、保護開始時に所持している手持金は、保護の程度の決定に当たって、最低生活費の5割を超える額において、収入認定しなければならない。

ウ 課長通知において、当該世帯の最低生活費の5割を超える額を手持金と認定することの趣旨

は、保護開始時に保有する金銭のうち、すべてを収入認定するのではなく、いわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮するというものである。

エ 今回の65,040円は、上記事務連絡の過去の債務に対する弁済金であることから、収入から控除することはできない。

オ したがって、資産90,457円のうち、世帯の最低生活費111,220円の5割(55,610円)を超える額である34,847円を手持金として収入認定した処分庁の判断は妥当である。

カ なお、審査請求人は、申請時において、返済が決まっている債務があること、預金はそのための原資であることを、処分庁に説明したと主張しているが、この点を処分庁に確認したところ、処分庁の記録では2月以降の支払金額・引落日について把握していなかったと回答があり、ケース記録においても記載がなかった。仮に、処分庁が審査請求人の状況を把握していたとしても、保護の程度の決定に影響はなかったものと考えられる。

第4 調査審議の経過

令和6年8月23日 諮問の受理

令和7年2月 6日 審議

令和7年3月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

(1) 手持金の認定について

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

イ また、法第25条に基づく保護の開始および変更に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第10項に規定する第1号法定受託事務であり、保護の実施機関は、同法第245条の9の規定に基づく処理基準として厚生労働省から発出される通知等（以下「各種通知等」という。）に基づいて保護の決定をすべきことから、各種通知等に基づかない取扱い、原則的に認められないものである。

ウ 手持金の認定については、課長通知第10問10の2の答において、「一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある」としたうえで、「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とする。」とされている。このため、当該処理基準に従って、審査請求人が保護申請時に保有していた預金および現金90,457円のうち、当該世帯の最低生活費の5割

である55,610円を超える額である34,847円を手持金として認定した処分庁の判断は妥当である。

(2) 過去の債務に対する弁済金の取扱いについて

ア 審査請求人は、生活保護における収入認定の際、たとえ預金があっても近日中に確実に引き落とされる債務がある場合には、収入と認定されるべきではなく、既に直近での支払が確定していた65,040円（以下「本件支払」という。）については手持金から控除されるべき金員であったと主張する。

イ しかしながら、本件支払のような過去の債務に対する弁済金の取扱いについては、事務連絡問8-95〔保護開始前の借金〕の（答）において、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向けてその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。」とされていることから、本件支払のための金員について手持金から控除することは認められない。

ウ この点につき、審査請求人は、事務連絡の当該問については、保護開始後の収入から借金返済分を必要経費として控除すべきかどうかの議論についての記載であり、本件とは適用場面の異なるものであるから、当該事務連絡を本件処分の根拠とすることは誤りであると主張する。

エ 当該問の適用について審理員が厚生労働省に照会したところ、確かに、設問の例と本件とは場面が異なっているものであるが、本件支払のための金員についても過去の債務に対する弁済金であることに変わりなく、控除することは認められないとの回答を得ており、審査請求人の主張を採用することはできない。

オ 以上のことから、法定受託事務の実施に当たり、各種通知等ならびに厚生労働省が法および実施要領等の解釈をまとめた当該事務連絡の考え方に従って本件処分を行うこととした処分庁の判断について、特に不合理な点は認められない。

(3) その他審査請求人の主張について

ア 審査請求人は生活保護受給申請の際、処分庁に対し本件支払の金額および期日の裏付け資料を提出していたにもかかわらず本件処分が行われたとも主張する。

イ 本件支払に係る裏付け資料の提出については、ケース記録等に記載されていないものであるが、仮に資料を提出していたとしても、上記のとおり本件支払のための金員を手持金から控除することは認められないのであるから、本件支払に係る裏付け資料の提出の有無が処分庁による保護の程度の決定に影響を及ぼすものではない。

ウ また、審査請求人は本件処分が平等原則違反に該当するとも主張する。必要経費として収入から控除できる場合については、次官通知第8の3の(5)において、「他法、他政策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金」等については、「真に必要なやむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないこと。」とされ、局長通

知^{iv}第8の2の(3)において「事業の開始又は継続、就労及び技能習得のための貸付資金」「就学資金」「医療費又は介護等費貸付資金」等の貸付資金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないこととしたうえで、その償還については、第8の4の(3)において、「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行われることを確認したうえ、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（中略）から控除して認定すること。」とされていることから、すべての経費について控除が認められないというわけではなく、保護実施機関が、保護申請者についてこれらの通知に該当する経費があると判断した場合には、当該経費について収入から控除することとなる。

エ しかしながら、本件支払については、次官通知および局長通知に規定される「他法、他政策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金」等のいずれにも該当しない。本件処分は、全国一律に公平・平等な実施が求められる法定受託事務の処理基準に反しておらず、違法または不当な点は認められない。

(4) 小括

以上のことから、本件処分に違法または不当な点は認められない。

2 審理員の審理手続について

審理員の審理手続について、違法または不当な点は認められない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

福井県行政不服審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	備 考
井筒 智子	
中谷 章	会 長
林 美穂子	

ⁱ 「生活保護問答集について」：平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡

ⁱⁱ 「生活保護法による保護の実施要領について」：昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知

ⁱⁱⁱ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」：昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知

^{iv} 「生活保護法による保護の実施要領について」：昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知